

第 27 回山形地方裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 28 年 9 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

第 2 場所

山形地方裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

（委員） 石塚久子，板垣博之，岡村淳一，後藤雅喜，斎藤榮一，佐々木孝之，鈴木啓祐，曾我学，高倉新喜，高橋健，林正彦（委員長），松本秀樹，矢野秀弥，吉川浩平

（敬称略，五十音順）

（列席職員） 芳村裁判官，柴山民事首席書記官，宮林庶務課長，開沼民事訟廷管理官，長沼事務局長，遠藤事務局次長

（庶務） 高林総務課長，佐藤総務課課長補佐，横山総務課庶務係長

第 4 議事

1 「民事調停手続の利用促進について」

- (1) 民事調停事件の概要，手続利用の実情の説明(説明者：宮林庶務課長)
- (2) 民事調停手続の機能強化への取組みについての説明(説明者：芳村裁判官)
- (3) 裁判所において民事調停手続の利用促進のために行っている又は今後行う予定の広報の紹介(説明者：佐藤課長補佐)
- (4) 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

2 次回の予定等

- (1) 開催日時
平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 1 時 30 分
- (2) テーマ
未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長, ○委員, ●説明者(委員), ■説明者(列席職員))

- 簡易裁判所における民事調停手続の件数が減少しているとのことだが、民事訴訟の件数は増加しているのか。
- 簡易裁判所における民事訴訟の件数も減少している。特に過払金返還訴訟が減少している。
- 民事訴訟を提起するためには、民事調停を前置する必要があるのか。
- 原則として、民事調停を前置する必要はない。例外的に賃料増減額請求訴訟等、法律で定められた類型の訴訟を提起するためには、調停を前置する必要がある。
- 民事調停手続の利用が減少している理由として、どのようなことが考えられるか。
- 貸金業法の改正に伴い、借入可能金額の総量規制が実施されたなどから、債務整理の方法としての特定調停の申立て件数が減少したこと等が原因と考えられる。
- 民事調停手続に弁護士はどの程度関与しているのか。
- 民事調停手続の当事者の一方又は双方に弁護士が関与しているのは、全体の約36パーセントである。交通事故に関する調停手続では当事者双方に弁護士が関与していることが多い。
- 民事調停手続において、当事者双方に折り合いがつかない場合、民事調停法17条による決定を行うなどして民事調停手続の機能強化を図っているのか。
- そのとおりである。
- 法に触れる内容の合意があった場合、調停を成立させるのか。
- 民事調停手続において、法に触れる内容の調停を成立させることはな

い。

- 調停成立後、債務者の履行状況はどうなっているか。
- 一般的に履行率は高いと言われている。
- ◎ 民事調停手続においては成立した給付条項について、執行文付与の手続を踏んだ上で強制執行が可能だが、ADRを通じてされた合意事項には執行力はない。
- 調停成立後に再度の調停申立てや、訴訟提起に至ることはあるのか。
- 調停成立後に再度の調停申立てがされる例は少ない印象である。
- 家庭裁判所での夫婦関係調整調停において、合意した養育費や慰謝料の支払いが滞ることがあると報道等で見聞きするが、実際はどうなのか。
- 調停成立後の履行率についての統計はない。
- ◎ 強制執行に至る前に、家庭裁判所調査官が履行勧告を行い、任意の支払いを促す制度がある。
- 山形県調停協会連合会においては、国民に広く調停制度を知ってもらうために、山形市、新庄市、米沢市、南陽市、長井市、鶴岡市及び酒田市において、無料調停相談会を毎年実施している。
- 民事調停手続の利用促進のために、リーフレットを公共施設などに備え置いてもらってはどうか。
- 弁護士会においては、ADRとして示談センターを設置しているが、利用件数は年に数件である。日弁連の交通事故紛争の斡旋件数は利用件数が多い。簡易な手続だと利用しやすいのではないか。
- ◎ 自身がトラブルを抱えたとして、こういった場合に民事調停手続を利用したいと思うか。
- 民事調停手続は、任意交渉では合意に至らないが、訴訟を行うまでではない場合に利用が適していると思われる。訴訟だと厳密な主張や証拠が必要だが、調停だとそこまでは必要ではない。また、言い争いになら

ないように、間に裁判官や調停委員に入ってもらいたい場合にも利用が適していると思われる。

- 訴訟を提起して事を大きくしたくない場合に、調停手続を利用するかもしれないが、他にも弁護士、法テラス、消費生活センター及び民生委員などに相談することも考える。
- 裁判所に手続案内を求めた場合、調停手続について教えてくれるのか。
 - 簡易裁判所における手続案内では、調停手続のほか、訴訟や支払督促について説明をしている。
- 一般の国民の方は、民事調停手続について理解が広まっていないので、これまで以上に広報に予算を割いてはどうか。
- 裁判所が高校生向けに民事調停手続の広報を行うことを検討していると聞いたが、どのような経緯で、そのような検討をしているのか。若い世代への広報は必要だと考えるので進めてほしい。学校への出前講義も有益だと考える。
 - 若い世代のうちに、これから社会に出る備えとして、法的紛争の解決方法の一つとして、裁判所の民事調停手続があるということを知っていただくことの意義が大きいと考えたためである。
- 民事調停手続に類似の手続として、労働審判手続があるが、全国的には利用が増加している。第1回期日までに主張及び証拠となる書類写しの提出を行ってもらい、第1回期日で争点を確認した上で、審尋及び評議を経て調停を行うというスピーディーな手続により、当事者の納得性が高いと感じている。

以 上